



+

# 学芸員資格 →



## 学芸員とは？

美術館、動物園、水族館などを含む博物館において、資料の収集・保管などの業務を行う専門職員\*で、学芸員の資格は文部科学省が所管する国家資格\*\*です。

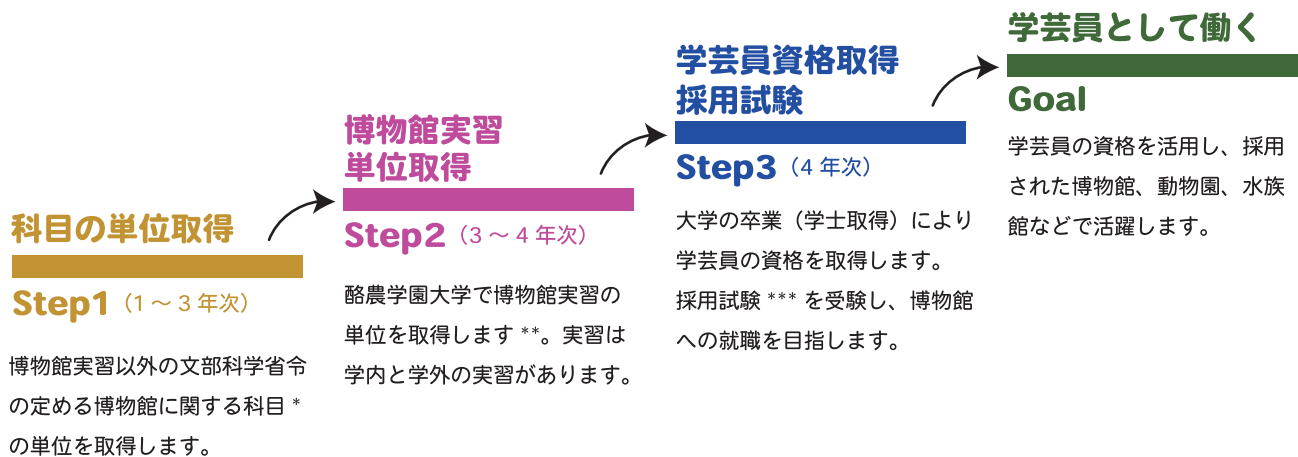
\* 博物館では学芸員の設置が博物館法により義務付けられています

(国や独立行政法人が運営する施設(博物館相当施設)、法定外の博物館類似施設では学芸員の資格が必要ない場合もあります)

\*\* 国家資格である学芸員は、①学士の学位を有し、大学で文部科学省令の定める博物館に関する科目の単位を修得したものの、②大学に二年以上在学し、博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得したもので、三年以上学芸員補の職にあったもの、③文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、上の二つにあげたものと同様以上の学力及び経験を有すると認められたもの(学芸員資格認定を合格したもの)のいずれかに該当すれば資格を取得したことになります。

## 学芸員資格の取得支援

酪農学園大学では学芸員の資格取得を目指す学生を支援するために「博物館実習」をカリキュラムに設置しています。



酪農学園大学で学芸員資格を取得し、博物館などの施設で働くまでのステップ

(注) 博物館実習以外の科目は通信制大学で単位取得する必要があります。

\* 博物館実習以外の博物館に関する科目は生涯学習概論、博物館概論、博物館経営論、博物館資料論、博物館資料保存論、博物館展示論、博物館教育論、博物館情報・メディア論です。通信制大学(放送大学や八洲学園大学など)で単位を取得してください。博物館実習以外の科目の単位取得に必要な費用は10万円程度です。

\*\* 博物館実習を受講するためには、博物館実習以外の科目の単位を取得していることが必要です。博物館実習の受講には追加費用は発生しません(北海道博物館など近隣の博物館で学外実習を行うことも可能ですが、遠方の博物館等へ実習に行く場合、滞在費などの費用は自己負担となります)。

\*\*\* 採用方法は博物館、動物園、水族館などにより異なり、様々な方式(公務員試験など)があります。

